

年末年始のごみ収集などをお知らせします

年末年始のごみ収集などは、下表のとおりです。12月29日(月)・30日(火)は、市内全域で燃えるごみを収集します。粗大ごみと一時的に出る多量ごみは、燃えるごみと燃えないごみに分けてクリーンセンターに搬入してください。埋め立てごみ(陶磁器類・ガラスなど)は、開場日に合わせて各最終処分場に直接搬入してください。

※平常の利用日は、ごみカレンダーどおりに収集します。詳細はごみカレンダーを確認してください。ごみは収集日の午前8時30分までに出し、収集日以外には出さないでください。また、12月28日(日)～30日(火)は、クリーンセンターを終日開場

しますが、年末は大変混雑しますので、なるべく早い日に搬入してください。

●クリーンセンター混雑防止のお願い

- ①ごみは分別して搬入してください。分別できない場合は、お断りすることがあります。
- ②少量のごみは収集日に各ごみステーションに出してください。
- ③資源物は資源物の収集日に出すか、常設資源ステーションをご利用ください。

問合せ先 ごみ減量課ごみ減量担当 (☎34・8113 / クリーンセンター内)

□ = 開場日・平常利用 ■ = 休み・利用不可

施設名など	26日(金)	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	31日(水)	1日(祝)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)
ごみ収集				※1	※1							
クリーンセンター		※2	※3									
平原地区最終処分場												
一色地区最終処分場												
吉良地区最終処分場												
幡豆地区最終処分場												
常設資源ステーション												

※1…市内全域で燃えるごみの収集を行います。29日(月)は中畑・平坂・米津小学校区、30日(火)は花ノ木・寺津小学校区で「プラスチック製容器包装」を通常どおり収集します。

※2…開場時間は午前8時30分～11時30分です。

※3…平日と同じ時間で開場します。

▼各施設の平常の開場日時・閉場日・問合せ先

施設名など	開場日時	閉場日	問合せ先
クリーンセンター	平日 = 午前8時30分～正午、午後1時～4時 土曜日 = 午前8時30分～11時30分	日曜日、祝日の土曜日	☎34・8112
平原地区最終処分場	平日 = 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分	土・日曜日	☎52・2106
一色地区最終処分場	月・木曜日 = 午前9時～正午、午後1時～4時	土・日曜日、祝日	☎72・2924
吉良地区最終処分場	火・金曜日 = 午前9時～正午、午後1時～4時	土・日曜日、祝日	☎32・3636
幡豆地区最終処分場	水曜日 = 午前9時～正午、午後1時～4時	土・日曜日、祝日	☎32・3636
常設資源ステーション	毎日 = 午前10時～午後7時	—	—

ノロウイルス食中毒にご注意ください

食中毒といえば、夏のイメージがありますが、冬の時はノロウイルスによる食中毒が多発します。以下のことを守り、感染を防ぎましょう。

感染を予防するポイント

- ①手洗い…調理する前やトイレの後、食事の前には石けんなどでしっかり手を洗う。
- ②加熱調理…加熱調理するときは、食材の中までしっかり火を通す。

③2次感染防止…汚物を処理するときは、マスクと使い捨て手袋を使用し、50倍に薄めた塩素系漂白剤(消毒薬)を染み込ませたペーパータオルでしっかり拭き取り、その後、別のペーパータオルで水拭きをする。それらを同じ消毒薬に浸し、密封して廃棄する。

問合せ先 西尾保健所 (☎56・5241)、西尾市保健センター (☎57・0661)

パブリックコメントにより皆さんの意見を募集します

市では、基本的な政策などを策定する場合、案の段階で政策などの趣旨や内容を公表して、市民の皆さんから意見をお聞きしています。次の計画案について、意見を募集します。

◆西尾市子ども・子育て支援計画（案）

幼児期における教育・保育、地域の子育て支援の充実や次世代育成支援に関する施策を総合的に推進するため策定します。

閲覧期間 12月16日(火)～1月15日(木)

閲覧場所 子育て支援課、市役所行政情報コーナー（1階）、各支所、佐久島出張所、各ふれあいセンター（幡豆ふれあいセンターを除く）、一色町公民館、幡豆公民館、総合福祉センター、西尾市保健

センター、吉良保健センター、各児童館、各子育て支援センター

※市ホームページでも閲覧できます。

意見書の提出・問合せ先 住所・氏名・電話番号・意見を記入の上、直接または郵送、ファクス、Eメールで子育て支援課こども福祉担当（〒445-8501住所不要／☎65・2108／FAX54・9244／✉kosodate@city.nishio.lg.jp）へ。

◆西尾市民病院中期計画（案）

市民病院の経営改善と、安全で満足度の高い医療サービスの提供を図るため策定します。

閲覧期間 12月16日(火)～1月15日(木)

閲覧場所 市民病院管理課、市役所行政情報コーナー（1階）、各支所、佐久島出張所、各ふれあいセンター（幡豆ふれあいセンターを除く）、一色町公民館、幡豆公民館

※市ホームページでも閲覧できます。

意見書の提出・問合せ先 住所・氏名・電話番号・意見を記入の上、直接または郵送、ファクス、Eメールで市民病院管理課庶務・経理担当（〒445-8510住所不要／☎56・3171／FAX56・8966／✉siminbyouin@city.nishio.lg.jp）へ。

◆第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を過ごせるように、高齢者福祉のあり方や介護保険事業を推進するため策定します。

閲覧期間 12月22日(月)～1月20日(火)

閲覧場所 長寿課、市役所行政情報コーナー（1階）、各支所、佐久島出張所、各ふれあいセンター（幡豆ふれあいセンターを除く）、一色町公民館、幡豆公民館、総合福祉センター、西尾市保健センター、

吉良保健センター

※市ホームページでも閲覧できます。

意見書の提出・問合せ先 住所・氏名・電話番号・意見を記入の上、直接または郵送、ファクス、Eメールで長寿課給付担当（〒445-8501住所不要／☎65・2119／FAX64・0995／✉choju@city.nishio.lg.jp）へ。

◆第4期西尾市障害者福祉計画（案）

障害がある方の自立を支援するために使われた障害福祉サービスの利用見込み量と、その確保策をまとめた計画を策定します。

閲覧期間 12月22日(月)～1月20日(火)

閲覧場所 福祉課、市役所行政情報コーナー（1階）、各支所、佐久島出張所、各ふれあいセンター（幡豆ふれあいセンターを除く）、一色町公民館、幡豆公民館、総合福祉センター、西尾市保健センター、

吉良保健センター

※市ホームページでも閲覧できます。

意見書の提出・問合せ先 住所・氏名・電話番号・意見を記入の上、直接または郵送、ファクス、Eメールで福祉課自立支援担当（〒445-8501住所不要／☎65・2115／FAX56・0112／✉fukushi@city.nishio.lg.jp）へ。

注目のトピックス

西尾市役所代表 ☎56・2111 / 一色支所代表 ☎72・7111
吉良支所代表 ☎32・1111 / 幡豆支所代表 ☎62・5511

天下の奇祭 てんてこ祭

「テンテコ・テン」と打ち鳴らす小締太鼓の拍子に合わせ、赤装束を身に着けた厄男たちが腰に付けた大根を奇妙に振り、練り歩くお田植え神事です。

日時 1月3日(土) 午後1時
場所 熱池八幡社(熱池町)

駐車場 福地南部小学校駐車場、
福地中学校駐車場

その他 名鉄東部交通バスを利用する場合は、熱池停留所をご利用ください。

問合せ先 市観光協会(☎65・2169 / 商工観光課内)



27年元旦「初日の出」イベント

27年元旦に「初日の出」イベントを開催します。吉良ワイキビーチ(宮崎・恵比寿海水浴場)と三ヶ根山頂は、市内有数の初日の出スポットです。みんなで初日の出を眺めてみませんか。



●吉良ワイキビーチ

日時 1月1日(祝) 午前5時頃～7時頃

※小雨決行、荒天中止。

場所 恵比寿海水浴場管理棟付近

内容 温かい飲み物(甘酒、コーヒー)や「地元有志のおもてなし品」を先着1,000人に無料配布し

ます。

その他 駐車場は、恵比寿海岸駐車場・サンライズパーク駐車場(いずれも無料)をご利用ください。

問合せ先 吉良・幡豆まちづくり協議会(☎32・1141 / 西尾みなみ商工会内)、市観光協会(☎65・2170 / 商工観光課内)

●三ヶ根山スカイライン

特別営業日時 12月31日(祝)午後11時～1月1日(祝)午前8時

通行料 420円(普通車・軽自動車)

その他 1月1日(祝)午前8時から料金所で先着150台(普通車・軽自動車)に干支グッズをプレゼントします。

問合せ先 市観光協会(☎65・2170 / 商工観光課内)

市立看護専門学校の27年度一般入学試験

受験資格 次のいずれかの条件を満たす方

①高等学校を卒業または27年3月に卒業見込みの方

②高等学校卒業と同程度以上の学力があると認められる方

募集人員 20人程度

試験日時 2月4日(祝) 午前9時

試験会場 市立看護専門学校

試験科目 国語(古文・漢文を除く)、数学Ⅰ・A、英語Ⅰ・Ⅱ、面接

提出書類 ①写真(縦5cm×横4cm、正面・上半身で脱帽したもの)を貼付した入学願書と受験票

②出身高等学校の調査書または卒業証明書 ③受験料分(1万円)の普通(郵便)為替 ④住所・氏名

を記入し、簡易書留郵送料392円分の切手を貼付した長形3号の封筒(郵送で出願する場合のみ)

※入学願書、受験票は同校に用意。同校ホームページからもダウンロードできます。

申込期間 1月9日(金)～19日(月) 午前9時～午後5時。ただし、土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は締切日の消印有効。

申込方法 提出書類に必要事項を記入の上、直接または簡易書留で市立看護専門学校(〒445-0074戸ヶ崎町広美109-1)へ。

その他 合否の通知は、2月16日(月)に受験者本人へ発送するとともに、同校ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

問合せ先 市立看護専門学校庶務担当(☎54・8800)

平成27年西尾市成人式

今年度も総合体育館で成人式を開催します。今回の成人式のテーマは「P-ride-」(プライド)。西尾に生まれ育ち、両親や学校の先生、そして多くの仲間たちに支えられ「二十歳」という節目を迎えられたことに感謝し、今まで生きてきたこの20年間に誇りを持つこと (pride)、また、これから迎える人生を少しでも良い波に乗って (ride)、自分たちを向上させていこうという思いを込めた式典です。

対象 平成6年4月2日～7年4月1日生まれの方
日時 1月11日(日) 午前10時受付開始、11時30分式典開始

【駐車場案内図】



場所 総合体育館メインアリーナ

内容 式典、アトラクション

その他 ①当日は事前に郵送した案内はがきをお持ちください ②以前は市内に住んでいて、現在市外に住んでいる方も参加できます。

問合せ 生涯学習課成人式担当 (☎55・3515/中央ふれあいセンター内)



第47回西尾マラソン大会の参加者を募集

日時 2月1日(日) 午前9時開会式
 ※小学生、ジョギングの部は雨天中止。

場所 古川緑地

種目・距離 右表のとおり

参加料 ▶一般の部…1,500円(高校生は300円)

▶小・中学生、ジョギングの部…300円

申込期限 ▶一般の部…1月8日(休)

▶小・中学生、ジョギングの部…1月14日(休)

※必着。

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、参加料を添えて直接または現金書留の郵送で市陸上競技連盟事務局 窪田(花ノ木小学校内/〒444-0064 高島町6丁目1)へ。申込書は総合体育館、中央体育館、一色B&G海洋センター、吉良町公民館、幡豆公民館に用意。

問合せ 市体育協会事務局 (☎54・0002/総合体育

館スポーツ課内)、市陸上競技連盟事務局 窪田 (☎57・2658)

種目	距離	種目	距離
小学女子4年以下	約1,000m	中学男子3年	約3,400m
小学女子5年	〃	一般男子19歳以下	約4,800m
小学女子6年	〃	一般男子20歳代	〃
小学男子4年以下	約1,600m	一般男子30歳代	〃
小学男子5年	〃	一般男子40歳代	〃
小学男子6年	〃	一般男子50歳代	〃
中学女子1年	約2,000m	一般男子60歳以上	〃
中学女子2年	〃	一般女子19歳以下	約3,400m
中学女子3年	〃	一般女子39歳以下	〃
中学男子1年	約3,400m	一般女子40歳以上	〃
中学男子2年	〃	ジョギングの部	約1,600m

※年齢は2月1日現在。

● 注目のトピックス

西尾市役所代表 ☎56・2111 / 一色支所代表 ☎72・7111
吉良支所代表 ☎32・1111 / 幡豆支所代表 ☎62・5511

三河万歳「新春の舞」



27年の平安を祈念して、国の重要無形民俗文化財に指定されている三河万歳を、西野町小学校の児童が演じます。

三河万歳は、毎年元旦の儀式である「開門の儀」として江戸城に招かれたといわれ、太夫と才蔵の軽妙な掛け合いとゆるやかな舞いが特徴です。

児童が一生懸命に舞う姿を、ぜひご覧ください。

日時 1月5日(月) 午前9時30分

場所 市役所市民ロビー(1階)

出演 西野町小学校御殿万歳部員

問合せ先 文化振興課文化財担当
(☎56・2459 / 岩瀬文庫内)

27年消防出初式

市消防本部では、年頭行事である消防出初式を開催します。県防災ヘリコプター「わかしゃち」の飛来や、恒例となっている幅14m高さ9mの巨大かくし絵の披露、伝統的なはしご乗り演技を最新の金属製はしごで行う三連梯子操法、消防車両20台が行進する分列行進、消防団員によるポンプ車操法、はしご車2台を使用した一斉放水などを披露します。また、会場では温かいお汁粉を無料配布します。ぜひ、お越しください。

日時 1月10日(土) 午前10時

場所 文化会館南駐車場

問合せ先 市消防本部総務課企画教養担当 (☎56・6250)



高度処理型浄化槽への転換設置を補助

30年度までの5年間に限り、自宅で単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している方が、高度処理型浄化槽へ転換する際に補助金を交付します。対象区域内で単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している方は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽への転換をお願いします。

対象 次の全ての条件を満たす方

- ①下水道や農業集落排水が未供用であり、将来の整備予定がない地域であること
- ②建築確認申請を伴わないこと

補助金額

●窒素除去型浄化槽

▶ 5人槽…44万4,000円

▶ 7人槽…48万6,000円

▶ 10人槽…57万6,000円

●窒素・燐除去型浄化槽

▶ 5人槽…52万8,000円

▶ 7人槽…69万3,000円

▶ 10人槽…96万3,000円

その他 ①申請は必ず工事着工前に行ってください
②申請書などは同課に用意。市ホームページからもダウンロードできます
③浄化槽新規設置に対する補助は26年度末で終了します。

問合せ先 環境保全課環境保全担当 (☎34・8111 / クリーンセンター内)

市民病院で禁煙外来を始めます

市民病院では、1月から内科外来で禁煙外来を始めます。喫煙は肺がんや脳卒中、心筋梗塞、動脈硬化症などの疾患になるリスクが高いため、喫煙をニコチン依存症という病気として捉え治療を行います。

対象 次の条件を全て満たす方は、保険診療による禁煙治療を受けることができます。

- ①直ちに禁煙しようと考えている方
- ②ニコチン依存症スクリーニングテストで5つ以上当てはまる方（テストは右表参照）
- ③1日の喫煙本数×喫煙年数＝200以上の方
- ④禁煙治療について説明を受け、禁煙治療を受けることを文書により同意できる方
- ⑤入院中ではない方

※該当しない方でも保険外診療（自費）で治療を受けることができます。

診察日 毎月第1・第3木曜日の午前中

自己負担額など 標準的な禁煙治療は、12週間にわたり5回の診察が行われ、その自己負担額（3割負担換算）は1万3,000円～2万円です。

予約・問合先 月～金曜日の午後1時～3時に電話で市民病院内科外来（☎56・3171）へ。

ニコチン依存症スクリーニングテスト

設 問	内 容	チェック
1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまうことがある	
2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがある	
3	禁煙したり本数を減らしたときに、タバコが欲しくて欲しくてたまらなくなることがある	
4	禁煙したり本数を減らしたときに、次の症状のいずれかになる（イライラ、神経質、落ち着かない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手の震え、食欲または体重増加）	
5	4の症状を消すために、またタバコを吸い始めることがある	
6	重い病気にかかったときに、タバコは良くないと分かっているのに吸うことがある	
7	タバコのために自分に健康問題が起きていると分かっているのに、吸うことがある	
8	タバコのために自分に精神的問題（※）が起きていると分かっているのに、吸うことがある	
9	自分はタバコに依存していると感じることがある	
10	タバコが吸えないような仕事や付き合いを避けることが何度かある	

※禁煙や本数を減らしたときに出る離脱症状（いわゆる禁断症状）ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安やゆううつなどの症状が出たりしている状態。

70歳未満で国保加入の方の所得区分と自己負担限度額が変更

1月から、70歳未満で国民健康保険加入の方の所得区分と自己負担限度額が変わります。70歳未満で「国民健康保険限度額適用認定証」や「国民健康保険

限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている方には、12月下旬に変更後の認定証をお送りします。

問合先 保険年金課国民健康保険担当（☎65・2103）

▼変更前【26年12月まで】

適 用 区 分	自己負担限度額（月額）	多数該当（4回目以降）
上位所得者 【総所得金額などが600万円を超える世帯】	15万円＋（医療費が50万円を超えた場合は、その超えた分の1％）	8万3,400円
一般 【総所得金額などが600万円以下の世帯】	8万100円＋（医療費が26万7,000円を超えた場合は、その超えた分の1％）	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

▼変更後【27年1月から】

適 用 区 分	自己負担限度額（月額）	多数該当（4回目以降）
上位所得者 【総所得金額などが901万円を超える世帯】	25万2,600円＋（医療費が84万2,000円を超えた場合は、その超えた分の1％）	14万 100円
上位所得者 【総所得金額などが600万円を超え901万円以下の世帯】	16万7,400円＋（医療費が55万8,000円を超えた場合は、その超えた分の1％）	9万3,000円
一般 【総所得金額などが210万円を超え600万円以下の世帯】	8万100円＋（医療費が26万7,000円を超えた場合は、その超えた分の1％）	4万4,400円
一般 【総所得金額などが210万円以下の世帯】	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円